

地域における情報化の推進に関する検討会 住民サービスワーキンググループ 開催要綱

1. 会の名称

本会は、住民サービスワーキンググループ（以下「住民サービスWG」という。）という。

2. 背景・目的

地域間の情報格差は、経済面での新たな格差を生じさせる懸念があり、その解消が求められているところである。

他方、地方財政の悪化、市町村合併の推進、住民ニーズの多様化など、地域社会を取巻く環境は急速に変化しており、爾後の地域情報化は、このような状況を念頭において推進していく必要がある。

本WGは、以上の状況を踏まえ、地域情報化に関わる多様な主体相互が連携し、地域の特性に応じた情報化を推進するための方策の検討を行うこととする。

また、併せて住民の視点に立った地域情報化を推進するための評価手法も検討することとする。

3. 検討事項

- (1) 地域の情報化において地方公共団体、住民、NPO、地域企業等が果たしている役割等の地域情報化の現状、課題の把握
- (2) 地域情報化の各主体の役割分担と今後の地域情報化推進のあり方
- (3) 住民視点に立った地域情報化の評価手法の検討
- (4) 住民の生活圈等を視野に入れた広域的な地域情報化のあり方
- (5) 実現する上の課題及び解決方策（支援方策）
- (6) その他必要な事項

4. WGの運営

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 住民サービスWGには主査及び主査代理を置く。
- (3) 主査は、「地域における情報化の推進に関する検討会」の座長が、その構成員の中から指名する者が当たる。
- (4) 主査は、本会の構成員の中から主査代理を指名する。
- (5) 主査は、住民サービスWGを招集し、主宰する。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって住民サービスWGを招集し、主宰する。
- (7) 主査は、必要があると認める時は、住民サービスWGに必要と認める者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
- (8) 主査は、上記のほか、住民サービスWGの運営に必要な事項を定める。

5. 検討期間

平成16年8月から平成16年12月までを目途とする。

6. 庶務

住民サービスWGの庶務は、情報通信政策局地域通信振興課が行う。